

生命保険の 保険相談会を開催します

「加入している生命保険が自分に合った内容なのか
どうか分からない！」

「自分にぴったりの生命保険に加入していれば、
万が一の時にも安心！」



生命保険についてお悩みのことはありませんか？

専門の担当者が生命保険に関するあらゆる相談を無料で承ります。

お気軽にご相談ください！

※生命保険の「保障内容の確認」をご希望の場合は、保険証券をご持参ください。

日程	時間	場所
3月25日(土) 3月26日(日)	10:00~16:00	ちばぎんひまわり ラウンジ津田沼

☆ご予約いただくと、お待ちいただくことなく、ご相談いただけます☆

ご予約は、お電話または支店窓口へ

電話：047-470-5011（毎日10:00~18:00）

●ご相談の対象は、定期保険・平準払終身保険・収入保障保険・医療保険・がん保険・介護保険等の生命保険に限定させていただきます。年金保険・一時払終身保険に関するご相談をご希望の場合は、別途、支店の担当者が承りますのであらかじめご了承ください。

●当行は本書面をもって保険の募集や勧誘を行うものではありません。各取扱商品の説明にあたっては、当行所定の書面によりあらかじめ同意していただく必要があります。ご検討の際は、各商品のパンフレット、契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり・約款等の資料を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みください。

●各取扱商品の詳細は、パンフレットや契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり・約款等でご確認ください。

●保険商品は預金ではないことから、払込保険料の元本保証はなく、預金保険の対象とはなりません。また、ご契約は、お客さまと引受保険会社との間で成立します。

●保険会社が経営破綻に陥った場合には、保険金額、解約返戻金等が削減されることがあります。なお生命保険会社が破綻した場合は「生命保険契約者保護機構」、損害保険会社が破綻した場合は「損害保険契約者保護機構」により保険契約者保護の措置がとられることがあります。この場合にも、保険金額、解約返戻金が削減されることがあります。

●当行が販売する保険商品の購入の有無が、当行におけるお客さまと他の取引に影響を与えることは一切ございません。

●法令等の定めにより、当行が保険募集を行う際には、お客さまが「銀行等保険募集制限先」に該当されるか否かについて等の確認をさせていただきます。該当される場合は、原則として募集を行うことはできません。

●法令等の定めにより、当行は、お客さまが当行へ事業資金のお借入れをお申込みされている間は、保険募集を行うことはできません。